

毎週火、金曜日発行（但休日当る）（は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の指定解除
木材業者及び製材業者の登録
争議行為を行なう旨の通知
町営土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
共同で行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画書等の縦覧
道路の位置の指定
- ◇公告 理容師試験及び美容師試験の合格者

告示

鳥取県告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため
（「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百八十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、

第 二 号	宮内六七八ノ一
第 三 号	花口六四二
第 四 号	多里
第 五 号	中石見
第 六 号	上石見
第 七 号	日野町根雨
第 八 号	黒坂
第 九 号	江府町江尾
第一〇号	日南町神戸上
第一一号	下石見
第一二号	溝口町溝口
第一三号	日野町高尾

鳥取県告示第六百八十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、因伯通運労働組合執行委員長 尾崎十一から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百

株式会社入沢林業専務取締役	倉光 正良
	田辺 猛
	守屋栄四郎
	赤木 富
	藤本 四郎
有限会社松本製材根雨工場代表取締役	松本 勲
	福田 照代
	中野芳之助
	宇田 晃一
	多田 智
有限会社橋谷製材所代表取締役	橋谷 尤治
	佐々木 宝

七十八号)第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 年末一時金要求に関する件

- 二 日時 昭和三十九年十二月十四日午前零時以降本事件の解決にいたるまで
- 三 場所 因伯通運労働組合に所属する組合員の従事する全職場
- 四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を単独又は併用して実施する。

鳥取県告示第六百八十七号

昭和三十九年十月二十九日付けで八頭郡用瀬町から申請のあつた土地改良(江波農道橋改良)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間 昭和三十九年十二月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 用瀬町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十八号

昭和三十九年十月二十三日付けで気高郡青谷町大字奥崎二〇六番地 竹中定美ほか十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十九年十二月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 青谷町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十九号

昭和三十九年十月二十日付けで気高郡青谷町大字奥崎一六一番地 前家寛二ほか十六人の者から申請のあつた青谷町奥崎養郷土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十九年十二月十四日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 青谷町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年十二月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月十一日

- 申請人の住所氏名
米子市法勝寺町六〇番地
- 石 賀 常 一

鳥取県告示第六百九十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年十二月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

鳥取県告示第六百九十号

申請人の住所氏名
米子市東町七番三
三番一六
九番八
九番六
九番一
九番一
九番五
九番七
九番〇

- 申請人の住所氏名
米子市法勝寺町六〇番地
- 石 賀 常 一

鳥取県告示第六百九十号

申請人の住所氏名
大田市北区伊勢町四〇番地

- 道路の位置の指定場所
鳥取市大杖字提谷五五番の二部
五五番の二部
五六番の二部
五六番の二部
五六〇番の一部
五六〇番の一部
字下堀祖裏五七〇番の一部
- 道路の幅員及び延長
幅員 六メートル
延長 二五一・八メートル

鳥取県告示第六百九十号

申請人の住所氏名
大田市北区伊勢町四〇番地

- 道路の位置の指定場所
鳥取市大杖字提谷五五番の二部
五五番の二部
五六番の二部
五六番の二部
五六〇番の一部
五六〇番の一部
字下堀祖裏五七〇番の一部
- 道路の幅員及び延長
幅員 六メートル
延長 二五一・八メートル

鳥取県告示第六百九十号

申請人の住所氏名
大田市北区伊勢町四〇番地

- 道路の位置の指定場所
鳥取市大杖字提谷五五番の二部
五五番の二部
五六番の二部
五六番の二部
五六〇番の一部
五六〇番の一部
字下堀祖裏五七〇番の一部
- 道路の幅員及び延長
幅員 六メートル
延長 二五一・八メートル

